

## ケアプランセンター広川苑（居宅介護支援事業所）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人和歌山ひまわり会が介護老人福祉施設広川苑（以下苑という。）内に設置するケアプランセンター広川苑（以下事業所という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、利用者の立場に立ち、次の事項に努めるものとする。

- （1） 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- （2） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努め協力と理解のもとに配慮すること。
- （3） 利用者の意志及び人格を尊重し、要介護者等の依頼により適切な居宅介護計画を作成すること。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 ケアプランセンター広川苑
- （2） 所在地 和歌山県有田郡広川町和田18

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管 理 者 常勤1名（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、関係機関との連携を図り緊急時の対応をするなど適切な事業の運営が行われるよう統括するとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- （2） 介護支援専門員 常勤1名、常勤兼務1名  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、介護老人福祉施設広川苑の就業規則に準じて定め、以下の通りとする。

- （1） 営業日は、月曜日から金曜日までとする。（但し、土曜日、日曜日、12月30日から1月3日迄を除く）
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3） 営業時間外については、電話等により常時連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (4) 介護保険施設への紹介
- (5) 利用者に対する相談援助業務
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅又は苑内の相談室・面接室・病院等とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会版及び自己作成表等とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、苑内会議室、利用者宅、病院、各サービス事業所等とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施の状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、広川町、湯浅町、有田市、有田川町（旧 清水町を除く）、和歌山市の区域とする。

(利用料等)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 前条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね 20 キロメートル未満は無料。但し、有料道路を利用した場合はその実費
  - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね 20 キロメートル以上の場合、1 キロメートルにつき 15 円。但し、有料道路を利用した場合はその実費とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 利用者の居宅を訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議とする。

附 則

- この規程は、平成16年 1月21日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月16日から施行する。
- この規程は、平成23年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年12月16日から施行する。
- この規程は、平成24年 1月21日から施行する。
- この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。